



# 鳥取県公報

平成18年3月1日(水)  
号外第23号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準の一部改正 (112) (環境政策課) ..... 1
-----	--

## 告 示

### 鳥取県告示第112号

石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準（平成17年鳥取県告示第813号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
1 吹付け石綿（条例第2条第2号に規定する吹付け石綿をいう。以下同じ。）に係る作業基準は、次のとおりとする。		1 吹付け石綿（条例第2条第2号に規定する吹付け石綿をいう。以下同じ。）に係る作業基準は、次のとおりとする。	
(1) 石綿が吹き付けられた建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業（(2)に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている石綿を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ア 吹付け石綿の除去を行う場所（以下この表において「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。	(1) 石綿が吹き付けられた建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業（(2)に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている石綿を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ア 吹付け石綿の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。

と。  
 イ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z八一二に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。  
 ウ及びエ 略

イ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z四八一に規定する放射性エアロゾル用高性能エアフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。  
 ウ及びエ 略

(2)及び(3) 略

(2)及び(3) 略

2 保温材、断熱材及び耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。以下同じ。）に係る作業基準は、次のとおりとする。

2 保温材、断熱材及び耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。以下同じ。）に係る作業基準は、次のとおりとする。

(1) 保温材、断熱材又は耐火被覆材（以下「保温材等」という。）が使用されている建築物等を解体する作業（(2)及び(3)に掲げるものを除く。）  
 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている保温材等を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。  
 ア 保温材等の除去を行う場所（以下この表において「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。  
 イ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z八一二に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。  
 ウ 除去する保温材等を薬液等により湿潤化すること。  
 エ 保温材等の除去後、作業場の隔離の解除に当たっては、保温材等を除去した部分に石綿の粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の石綿の粉じんを処理すること。

(1) 保温材、断熱材又は耐火被覆材が使用されている建築物等を解体する作業  
 吹付け石綿に係る作業基準に準じた方法により行うこと。

(2) 保温材、断熱材又は耐火被覆材が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業  
 吹付け石綿に係る作業基準に準じた方法により行うこと。

(2) 保温材等が使用されている建築物等を解体する作業のうち、保温材

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている保温材等を除去するか、又はこれと同等以

等を除去する作業であって、保温材等を掻き落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの((3)に掲げるものを除く。)

上の効果を有する措置を講ずること。  
 ア 保温材等の除去を行う部分の周辺を事前に覆うこと。  
 イ 除去する保温材等を薬液等により湿潤化すること。  
 ウ 保温材等の除去後、覆いの解除に当たっては、保温材等を除去した部分に石綿の粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の石綿の粉じんを処理すること。

(3) 保温材等が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ保温材等を除去することが著しく困難な作業

作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

(4) 保温材等が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている保温材等を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。  
 ア 保温材等を掻き落とし、切断又は破砕により除去する場合は(1)のアからエまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は(2)のアからウまでに掲げる事項を遵守すること。  
 イ 保温材等の囲い込み又は封じ込めに当たっては、当該保温材等の劣化状態及び

下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該保温材等を除去すること。

3及び4 略

3及び4 略